

お知らせ

平成20年度から 国民健康保険税が変わります

4月から「後期高齢者医療制度(長寿医療制度)」がスタートして、75歳以上の全ての方が「国民健康保険」などの医療保険から「後期高齢者医療制度」に移行しました。

これにより「国民健康保険」などの医療保険では「後期高齢者支援分」への拠出が新たに加わるなどの改正がありますので、国民健康保険税について変更点の概要をお知らせします。

1. 4月1日からは、75歳以上の全ての方が「国民健康保険」などの医療保険から移行し「後期高齢者医療制度」の加入者となりました。これから75歳を迎える方は、75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」の加入者となります。

2. 今までの国民健康保険税は「医療分」と「介護分」の合計で算出していましたが、今年度からは「後期高齢者支援金分」を新たに加えて3区分の合計で算出します。各区分の国民健康保険税の税率と税額は、毎年6月上旬に試算を行い、町議会の議決により決定され、納税通知書を7月中旬に加入世帯の世帯主へ通知します。

3. 今年10月から、国民健康保険税の「特別徴収」を開始します。「特別徴収」とは、受給されている年金から前もって引くことにより国民健康保険税を納付していただく方法で、以下のすべてに当てはまる方が対象となります。

世帯主が国民健康保険の加入者であること

世帯内で国民健康保険に加入している全ての方が65歳以上、74歳以下であること

世帯主が受け取る1年間の年金額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、1年間に受け取る年金額の2分の1以下であること

4. 「特別徴収」の対象となる方は、今年度に限り9月までは従来の納付方法(普通徴収)で、10月からは年金から前もって引くことにより納税する「特別徴収」となります。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成20年度				普通	普通	普通	特別		特別		特別	
平成21年度	特別		特別		特別		特別		特別		特別	

5. 「特別徴収」の対象とならない方は、今までどおりの「普通徴収」で、7月から翌年2月までの8期納付となります。(特別徴収、普通徴収どちらの納付方法でも年税額は変わりません。)

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎年度				普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通	普通

【問い合わせ】税務住民課税務班 TEL 68- 6692

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成20年5月10日 NO. 504

編集 御宿町企画財政課 68- 2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

募集

町職員(保健師)を募集します

【職種】保健師(2名)

【応募資格】昭和34年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方で、資格を有する方

【応募方法】所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、役場4階総務課あて提出(申込用紙は総務課にあります)

【応募期間】5月12日(月)~5月21日(水)

郵送可 5月21日(水)必着

【試験内容】専門教養・面接

【試験日時】5月24日(土) 9:00~

【問い合わせ】総務課 TEL 68- 2511

お知らせ

千葉県自動車税の会計室窓口での 納付にご協力ください

6月2日(月)は、自動車税の納期限です。自動車税や不動産取得税の県税を役場会計室で納付いただくと税額の2%が取り扱いは手数料として町へ交付されます。平成19年度は、約47万円が町の収入となりました。役場会計室窓口での納付にご協力いただきますようお願いいたします。

【場所】役場3階会計室

【取扱時間】8:30~17:30(土・日・祝日等の閉庁日を除く)

【問い合わせ】会計室 TEL 68- 6691

高齢者のよい歯のコンクール

6月4日から6月10日までは「歯の衛生週間」です。夷隅郡市と歯科医師会では、毎年この時期に「高齢者のよい歯のコンクール」を開催しています。本コンクールに向けて、御宿町の代表を決める1次審査を以下のとおり実施しますので、歯に自信のある方は、是非ご参加ください。

【対象者】80歳以上で自分の歯(かぶせた歯・さし歯も可)が20本以上ある方(昭和3年3月31日までに生まれた方)

【申込期間】5月20日(火)まで

【審査日時】5月27日(火) 14:00~

【場所】町保健センター 健康診査室

【内容】問診・歯科健診

1次審査で町代表に選ばれた方には、6月に開催される夷隅郡市の大会に出場していただく予定ですので、ご了承ください。

【申し込み・問い合わせ】保健福祉課保健事業班 TEL 68- 6717

お知らせ

粗大ごみの戸別収集を実施しています

【実施方法】

1. 受付期間および収集実施期間は7・8月を除き、通年です。ただし、年間1世帯1回となります。
2. 収集を希望される方は、以下の「粗大ごみ収集申込書」に必要事項を記入のうえ、ファックスまたは持参にて建設環境課へ申し込んでください。
3. 収集日については、決定次第申込者に連絡します。(収集場所の確認も行います。)
4. 申込者は、収集当日、積み込みできるよう準備し、搬出の際は必ず立ち会い、処理料金(手数料)を支払ってください。
5. 処理料金(手数料)は、1kg当たり90円です。積み込みの際に計量を行い、その場で料金をいただきます。また、家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機)は、郵便局でリサイクル券を購入し貼付された物のみ収集が可能となり、別途に指定引取場所までの運搬料(1kg当たり3円)をいただきます。

【収集できる物】

自転車、金属製タンク、ストーブ、扇風機、ガスレンジ等
家庭金物粗大ごみ

机、イス、タンス、応接セット等木製粗大ごみ

【収集できない物】

コンクリート片、瓦片、農機具、燃料や塗料の入った缶、
プロパンガス容器、消火器、自動車、オートバイ、タイヤ、
毒劇薬、リサイクル券のない家電リサイクル法該当品(テレビ、
冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機)

事業活動により発生したもの等

ごみ処理加入料を支払っていることが必要となります。

自己搬入の場合は通常どおりとなります。

受付時間 平日 8:30~16:00

(第3日曜日(7・8月を除く)は 8:30~11:00)

【問い合わせ】建設環境課 TEL 68- 6694 FAX 68- 7183

清掃センター TEL 68- 4613 FAX 68- 4613

キリトリセン

粗大ごみ収集申込書

申込者	氏名		電話	-
	住所	御宿町	番地	
粗大ごみの種類	数量			
排出場所	自宅・その他			

申込者名は、ごみ収集申請書の加入者名を記入してください。
場所の確認及び収集日程の連絡のため、必ず電話番号を記入してください。